

最高裁秘書第2657号

令和8年8月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和8年3月30日付け（同年4月3日受付、第080005号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 司法研修所の教官会議議題及び議事録（添付資料を含む。）（令和8年3月分）
- (2) 令和7年度の、民事第一審通常訴訟事件（地裁）の新受件数及び既済事件・未済事件の状況

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）